



全ト協発第524号(環)

平成30年12月27日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本 克己



## タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止 する措置の導入の周知について(依頼)

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年12月14日付けで「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府令・建設省令第3号)」が改正され、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設され、今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置(以下「チェーン規制」という)を実施することについて、今般、国土交通省自動車局安全政策課長から、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、本通達の趣旨をご理解のうえ、貴協会傘下会員事業者等に対し、当該区間を運行の際には、道路情報に十分ご留意いただき、チェーン規制実施時には道路管理者の指示に従うとともに、併せてタイヤチェーンの携行・装着につきましても、周知徹底方をよろしくお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 萩原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



別 添

国自安第165号

平成30年12月27日

公益社団法人 全日本トラック協会会長殿

国土交通省自動車局安全政策課長



タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の  
導入の周知について

この度、道路局環境・防災課長から、平成30年12月14日付けで、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）」が改正され、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設され、今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置（以下「チェーン規制」という）を実施することがあることについて、下記事項の周知依頼がありました（別添参照）。

貴会におかれましては、貴会傘下事業者に対し、同事項について周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

【バス、タクシー、トラック等共通】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うこと。
- ・降積雪期に、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のある場合、タイヤチェーンの携行に努めること。

【レンタカー】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うようレンタカー利用者に周知すること。
- ・降積雪期には、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のあるレンタカー利用者に対して、タイヤチェーンの携行を推奨すること。